

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久枝地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
1	<p>水道事業の民間委託について、水質の安全性や水道料金が高くなることなどに不安を感じている。基本的には公営でやっていただきたいと問題提起したい。</p>	<p>水道事業の民間委託については、水道事業そのものではなく、水道施設の運転や日常点検などの維持管理を委託したもので、水質検査や水運用などの安全・安心に関わることや料金設定については、今まで通り松山市が責任を持って行っています。</p> <p>また、民間企業の専門的な技術や経験、業務効率化の知識や手法を取り入れるとともに、業務をまとめて委託することで、歳出削減等の経営改善につながることから、民間委託することで水道料金が高くなるということはありません。</p> <p>今後も委託業務の実施状況について、松山市が適正に監理・評価することで安全で安心な水の供給を行っていきます。</p>	公営企業局
2	<p>ごみ出しルールが守られておらず何度かルールを守るよう伝えているが守られない。特にペットボトルが醜い。ごみ出しルールについて行政で指導はできるのか。</p>	<p>市民へのごみ出しルールの周知啓発策として、「ごみカレンダー」や「ごみ分別はやわかり帳」を全戸配布し、転入者には、転入手続きの際にお渡ししています。また、地域に出向いてごみ分別に関する説明会を開催するほか、不動産会社等へは、入居者にごみ分別指導等を行うよう要請しています。さらに分別間違いの多いごみ種について分かりやすく解説したチラシや、ごみ集積場所でごみの適正排出を促すラミネート製の看板等を希望される地区へお渡ししています。</p> <p>なお、ごみ集積場所の日常の管理は、地元をお願いしていますが、排出者を特定できるルール違反ごみについては、松山市が直接排出者を訪問し、個別に指導をしています。久枝地区でも平成24、25年度に特定できた排出者に直接指導を行い、改善につながりました。</p> <p>今後も分別ができていないごみ集積場所については、地域の皆さんと改善策を検討したいと考えていますので、清掃課までご相談ください。</p>	環境部

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久枝地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
3	<p>道路上の障害物の指導をすると新聞で報道されていたが、どの程度のことをするのか。また、隣の庭木が越えてきたり、ブロック塀の上に植木鉢を置いたりいろいろな問題がある。そのあたり、指導等するのか。車椅子の場合、段差があると通れない、境のブロックは市の物か、個人の物か、それを削ってでもそうしろということか。</p>	<p>道路法では、許可なく看板や日よけ、照明等を道路にはみ出して設置することや、個人敷地からの乗り入れスロープの設置や陳列商品を置くことは認められていません。現在、松山市では、安全・安心な道路環境づくりに努めており、市道上の障害物等については所有権調査を行い、指導を行っています。また、個人敷地の境界の問題は、当事者間で問題解決していただくようお願いしていますが、道路へ出ている樹木については、安全な通行の妨げになるなどの問題もありますので、樹木の所有者に指導しています。なお道路境界部分の段差の解消については、既存のブロックの設置者が個人か松山市かに関わらず個人負担となりますが、申請が必要な場合がありますので、道路管理課(948-6834)までご相談いただければと思います。</p>	都市整備部
4	<p>自主防災で避難行動について取り組もうとしているが、個人情報、プライバシーが優先されていると感じている。個人情報提供の環境整備を明確にしていきたい。</p>	<p>地震等の災害が発生した際、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する支援には、民生児童委員や町内会、自主防災組織など身近な支援組織の力が重要になります。そこで松山市ではモデル的な取り組みとして、平成25年10月に石井地区まちづくり協議会と協定を締結し、平常時から全ての災害時要援護者情報を支援組織へ提供しています。石井地区の各町内会では、災害発生時に「だれが・だれを・どのように支援するか」、取りまとめを進めるとともに、一部の町内会では災害時要援護者も参加した避難訓練を実施しています。今後は石井地区での取組結果等を受けて、それぞれの地域で実情に応じた同様の取り組みを検討していきたいと考えています。</p>	保健福祉部 消防局

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久枝地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
5	開発団地の中の私道を全て市道にして、道路や下水道の整備を市でできないか。	<p>松山市では、道路交通の安全を確保するため市道認定基準を設けており、行き止まりで自動車の回転場所がないなど基準に適合していない道路については、市道として認定することができません。なお、私道については、劣化が著しいなど一定の条件に該当している場合は、「私道整備事業」により松山市が舗装を行っていますので、道路管理課(948-6834)までご相談いただければと思います。</p> <p>また下水道の整備については、市民の負担を軽減し、下水道を利用しやすくするため、沿線の住民が速やかに下水道を利用すること、私道の土地所有者が下水道管の設置を承諾していること、などの条件を満たす場合、松山市が私道に下水道を整備していますので、申請書をご提出していただければと思います。</p> <p>ご意見をいただきました久万ノ台団地北側の私道については、現在、工事を実施しており、今年度中に完成する予定です。</p>	都市整備部 下水道部
6	市民大清掃のごみ集積場所について、大きな町で1カ所というのは距離が長くなるので問題だと思う。	<p>市民大清掃のごみ集積所は、各公民館に集積場所を決めていただいています。次回以降の集積場所は、町内でご相談いただき、公民館と協議の上ご報告いただきましたら、集積場所を増やすことは可能です。</p> <p>なお、集積場所ごとに、積み込みの責任者を決めていただく必要があることや、ボランティアで参加いただいている収集運搬事業者の車両提供や人員に限界がありますので、適切な集積場所の設定をお願いしています。</p> <p>久枝地区では、平成26年度より公民館との協議により、西長戸町の集積場所を1カ所から3カ所に増やしています。</p>	環境部
7	町内会には大きな組織と小さな組織があるが、将来的には小さな組織は合併しないといけないのではないかとと思うが、どう考えているのか。	<p>町内会の世帯数には大小かなりの幅があり、住宅団地など1,000世帯を超える大きな町内会から10世帯程度の町内会まで様々です。お互い顔見知りの小さな組織は、ご近所ならではの良さがありますし、一方、広域の組織には、人材を確保しやすいという利点もあり、どちらがいいということではないと思います。</p> <p>松山市でも今後、少子高齢化とともに人口の減少が見込まれていますので、これからの持続可能なまちづくりを考える中で、地域コミュニティのあり方について、行政と市民の皆さんが真剣に議論を深め、方向性を導き出す必要があるのではないかと考えています。</p>	市民部□

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久枝地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
8	西長戸町は、小学校が2つに分かれているが、町内会活動は町としてやるので、参加したら知らない人ばかりでおもしろくない。今後の対策、なにか手立てはないのか。	<p>町内会では、より豊かで住みよい地域づくりのための最も身近な地域コミュニティとして、地域にお住いの皆さんが親睦や交流を深めながら、レクリエーションや清掃などの活動のほか、防犯パトロールなど様々な活動を行っています。</p> <p>また、公民館では、地域の人たちが集い・学び・交流する機会を提供することで、地域の生涯学習・社会教育の拠点として大きな役割を果たすとともに、公民館の目標の一つとして「絆づくり」を掲げ、地域の一体化に向けて取り組んでいます。</p> <p>これからのまちづくりには、地域コミュニティの一層の連携と結束が大切だと考えています。ぜひ、地域の皆さんには町内会や公民館等の地域活動を通して、小学校区を越えて同じまちに住むという仲間意識を共有し、連携の輪を広げていただきたいと思います。松山市としては、4月に久枝地区に結成された町内会連合会とも連携して、できる限り地域の活動を支援していきたいと考えています。</p>	教育委員会 事務局 市民部
9	町内に空き家がたくさんあるが、所有者がわからない、連絡が取れない場合、放火や害虫などの迷惑が掛からないと行政は動いてくれない。また、そういうところの固定資産税は徴収しないのか。	<p>空き家の管理は、原則、所有者が行うことになっていますが、老朽危険家屋については、皆さんからのご連絡により、所有者や管理者に訪問や書面等で改善指導を行うなど、家屋の倒壊事故などの防止に努めています。</p> <p>ご意見いただきました空き家については、平成24年7月と今年9月に現地調査を実施したところ、危険な状態ではありませんでしたが、継続して現地を確認していきたいと考えています。</p> <p>今後も危険な家屋等がありましたら、建築指導課までご連絡をいただければ現地調査を行い、所有者等が判明した場合は適正な管理を指導していきます。</p> <p>固定資産税については、所有者がその土地に居住していない場合や亡くなられている場合などでも、所在先や相続人等を調査して、納税義務者に納税をお願いしています。</p>	都市整備部 理財部



前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久枝地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
10	空き家、空き地など、管理されていない私有地が増えている。周辺の住民は危険、問題を抱えている。こうした私有地を公共的に利用できる検討を進められないか。市としても検討をお願いしたい。	<p>空き家については、全国的に問題となっており、松山市も少子化や高齢化などを背景に老朽化した空き家が増加傾向にあります。このような中、昨年度庁内関係課により「空き家対策検討会」を組織し、空き家に関する様々な問題を「適正管理」と「予防・有効活用」の面から検討を進めています。</p> <p>適正管理については「松山市空家等の適正管理に関する条例」の制定を進めており、この条例では、管理の行き届かない危険な家屋について、適正な管理が行われるよう所有者に対し、指導、勧告、命令等を行えるよう検討しています。</p> <p>また、予防・有効活用の面では、今後、空き家に関する情報を集約する窓口の一元化、利用できる空き家の情報を広く提供することにより定住促進にもつなげる活用方法、地域の特性を生かした活用など、他市の事例も参考にしながら、調査研究していきたいと考えています。</p>	都市整備部
11	通学路について、横断歩道や路側線、停止線などが薄く見えにくくなっているところがある。例えば外部にパトロールを委託して、機動的に対応するとかできないか。市と警察で連携して警察の部分もできないか。あまり費用も掛からないと思う、一番大事なところにお金を使ってほしい。	<p>道路に表示されている横断歩道や停止線は公安委員会(各警察署)、路側線は道路管理者(国、県、市)が維持管理を行っています。</p> <p>松山市の市道は全域で約1,700kmあり、パトロールを外部委託すると、相応の経費が必要となることから、現在、3台の道路パトロール車によって道路点検を行っており、軽微な損傷についてはその場で対応しています。また通学路については、児童が安全に通学できるよう、関係機関等と危険箇所の合同点検を行っています。</p> <p>さらに市職員全員に道路に危険箇所がないか常に気を配るよう周知していますが、市職員やその家族だけでは、対応が遅れる可能性もありますので、機会あるごとに市民の皆さんにもご協力をお願いしています。国道・県道・市道に関わらず道路等の異常にお気づきの点がございましたら、道路管理課(948-6471)までご連絡をお願いします。</p>	教育委員会 事務局 都市整備部
12	松山市で犬の保険制度をつくっていただけませんか。	<p>現在のところ、松山市で犬の保険制度を創設する予定はありませんが、犬の保険については、既に民間の保険会社に取り扱っていて、犬の状況に合わせて様々な種類の保険を選択することが可能になっていますので、そちらをご利用いただければと思います。</p> <p>なお、松山市では「犬・猫不妊・去勢手術補助事業」を実施していますので、不妊・去勢手術を行う場合には、ぜひご利用ください。</p> <p>(平成26年度 補助件数:先着1,200頭 補助金:1頭2,000円)</p> <p>【問い合わせ先】生活衛生課 TEL:911-1862</p>	保健福祉部